

議案第 7 号

伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例（平成19年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年10月28日提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条の7中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。